查 答 申 情 第 1 6 号 平成 2 1 年 5 月 2 5 日

生駒市長 山 下 真 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会 会長 石 田 榮 仁 郎

公文書の部分開示決定に対する不服申立てについて (答申)

平成20年7月10日付け生産第164号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申する。

記

「産業振興課所管の補助金等の結果報告(平成18・19年度)」の部分開示決定に対する異議申立 て事案

(諮問情第16号)

答 申

第1 審査会の結論

生駒市長が、平成20年6月9日付け「生産第137号」で行った、部分 開示決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、生駒市情報公開条例(平成9年12月生駒市条例第26号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づく開示請求に対し、生駒市長(以下「実施機関」という。)が平成20年6月9日付けで行った部分開示決定(以下「本件処分」という。)について、非公開は違法であるとし、「産業振興課所管の補助金等の結果報告(平成18・19年度)」(以下「本件公文書」という。)の全部公開を求めたものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する主たる理由は、異議申立人からの意見書の提出及び 意見陳述がともになされなかったため、異議申立書によると、本件処分は違 法であり、全部公開を求めるものである。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関が、本件公文書の部分開示決定理由説明書及び口頭意見陳述において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、「産業振興課所管の補助金等の結果報告(平成18・ 19年度)」との開示請求に対して、実施機関が行った本件処分について、 不開示部分の開示を求めてなされたものである。

2 対象公文書及び不開示とした部分について

本件公文書は、各補助事業等について実施機関が、その結果及び実績の確認をするための文書であり、各補助金等の不開示事項は次のとおりである。

(1) 土地改良事業補助金

土地改良事業完了届・農地及び農業用施設災害復旧事業完成届中の

事業主体代表者の印影

(2) 特產品振興補助金

奈良県茶道具同業組合収支決算報告書の会計氏名

(3) 生駒市観光協会補助金

生駒市観光協会収支決算書の会計氏名及び収入の部の会費納入者氏名

(4) 生駒市農業振興協議会補助金

生駒市農業振興協議会収支決算書中にある各部会の会計と監査の氏 名とその印影

(5) 農業祭実行委員会補助金

農業祭実行委員会収支決算資料中の会計と監査の氏名とその印影

(6) 有害鳥獸駆除事業補助金

鳥獣捕獲許可証(従事者)等の返納及び捕獲報告書中にある奈良県 猟友会生駒支部長の住所とその印影

(7) 西畑町棚田を守る会補助金

西畑町棚田を守る会の事業報告及び決算書中の会長の印影と監事の 氏名とその印影

(8) 遊休農地活用奨励金

奨励金交付申請書中にある農家区長の住所、印影、電話番号と同交付 明細中にある補助対象農家の氏名、住所

(9) 里山づくり推進補助金

里山林機能回復整備事業実績報告書中の代表者の住所とその印影

(10) 松くい虫防除事業補助金

松くい虫防除事業完了届中の補助金申請者の氏名・住所とその印影

3 条例第6条第2号該当性について

本件公文書にて、不開示とした部分は、氏名、住所、個人の印影等の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、条例第6条第2号に該当する。

第4 審査会の判断

審査会は、異議申立ての対象となった公文書並びに実施機関及び異議申立 人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、以下の通り。

(1) 土地改良事業補助金

土地改良事業完了届・農地及び農業用施設災害復旧事業完成届

(2) 特產品振興補助金

奈良県茶道具同業組合収支決算書

(3) 生駒市観光協会補助金

生駒市観光協会収支決算書

(4) 生駒市農業振興協議会補助金 生駒市農業振興協議会収支決算書

(5) 農業祭実行委員会補助金 農業祭実行委員会収支決算

(6) 有害鳥獣駆除事業補助金 鳥獣捕獲許可証(従事者)等の返納及び捕獲報告について

(7) 西畑町棚田を守る会補助金 西畑町棚田を守る会事業報告及び決算書

(8) 遊休農地活用奨励金奨励金交付申請書及び交付決定書及び交付明細

(9) 里山づくり推進補助金里山林機能回復整備事業実績報告書

(10) 松くい虫防除事業補助金 松くい虫防除事業完了届

- 2 条例第6条第2号の該当性について
 - (1)条例第6条第2号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」を不開示情報として規定している。また、条例第6条第2号ただし書は、「ア 法令等の規定により、何人でも閲覧できるとされている情報」「イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」「ウ 公務員等・・・の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名」「エ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示をすることが公益上必要であると認められるもの」のいずれかに該当する公文書は、本号本文に該当する場合であっても開示しなければならない旨規定している。

(2) これを本件公文書で不開示とされた部分について確認する。

(1)の土地改良事業補助金から(10)の松くい虫防除補助金までの対象公文書については、実施機関が各補助金等の結果及び実績を確認するための文書であり、不開示とした部分は、申請者等の氏名、住所、印影、電話番号の情報である。それらはいずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別される得るものであり、条例第6条第2号に該当する。また、ただし書アからエのいずれにも該当しないことは明らかである。

3 結論

以上のとおり、本件公文書が条例第6条第2号に該当するため、部分開示 とした実施機関の決定は、妥当である。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審査経過
平成20年7月10日	○ 実施機関から諮問を受けた。
平成20年8月 5日	○ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成21年3月 6日 本件第1回審査会 (通算第42回審査会)	○ 実施機関から不開示理由の聴取等を行った。○ 審議を行った。
平成21年4月10日 本件第2回審査会 (通算第43回審査会)	○ 審議を行った。○ 答申の案文検討を行った。
平成21年5月 8日 本件第3回審査会 (通算第44回審査会)	○ 審議を行った。○ 答申を確定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	所属、団体名	備考
いしだ ひでじろう 石 田 榮仁郎	近畿大学教授	会長
おがたけんし緒方賢史	弁護士	
かなたに しげき 金谷 重 樹	摂南大学教授	会長職務代理者
たなか ひろよし 田 中 啓 義	弁護士	
み む ら え い こ 三 村 英 子	弁護士	